

令和5年度第12回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年3月5日（火）  
9時30分～11時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人  

|      |     |       |     |       |
|------|-----|-------|-----|-------|
| 会 長  | 23番 | 才木 隆雄 |     |       |
| 会長代理 | 21番 | 島田 一郎 | 24番 | 宮田 好一 |
| 委 員  | 1番  | 杉林 清則 | 2番  | 熊南 昭浩 |
|      | 3番  | 山崎 修  | 4番  | 西田 清範 |
|      | 5番  | 田中 輝男 | 6番  | 森 悦雄  |
|      | 7番  | 古田 茂  | 8番  | 田中 善憲 |
|      | 9番  | 大場 忠勝 | 10番 | 大橋 芳信 |
|      | 11番 | 大浦 清貴 | 12番 | 山崎 巖  |
|      | 13番 | 福山 英則 | 14番 | 仲田 茂男 |
|      | 15番 | 下村 帝  | 16番 | 北森 正誠 |
|      | 18番 | 金田 修一 | 19番 | 長谷 幹夫 |
|      | 20番 | 金木 洋子 | 22番 | 中井 義則 |
4. 欠席委員 1人 17番 渡辺 正志
5. 議 題
 

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第42号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
 議案第43号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
 議案第44号 非農地証明書の交付について

報告事項第39号 農地法第3条の3の規定による受理について  
 報告事項第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告事項第41号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

## 議 事

事 務 局     本日の月次総会につきましては、渡辺委員から欠席届があり、9時30分現在、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長     それでは、ただ今より令和5年度第12回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長     それでは、議事に入ります。  
本日は、議案4件、報告事項3件がございます。  
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長     それでは、私の方から指名させていただきます。10番大橋委員、18番金田委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長     それでは、議案の審議に入ります。  
議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。なお、8ページ23番は●●委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局     議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから8ページまでです。

今回の申請件数は、25件で、申請面積は23,176.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

2ページの1番から5ページの12番までは、同一の譲受人の案件です。耕作不便等のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請農地を一体利用し、ブルーベリーを栽培する予定です

議案書 5 ページをご覧ください。

13番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は、以前から賃貸借を設定し、当該法人の利用者の方が申請農地を耕作してきており、引き続き、さといも等を栽培する予定です。なお、譲受人は社会福祉法人で、障害を持つ方の支援を目的としております。社会福祉事業の目的による特殊事由の案件であるため、全部効率利用要件、農地所有適格法人要件、農作業常時従事要件を満たす必要はありません。

14番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は、新規農家ですが、以前から申請農地を耕作しており、引き続き、サツマイモ等を栽培する予定です。

15番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請農地では、大根等を栽培する予定です。

議案書 6 ページをご覧ください。

16番は、財産の処分のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

17番は、耕作不便のため、所有権を移転するものです。譲受人は、隣接農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

18番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、隣接農地の耕作者で、〇〇です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

議案書 7 ページをご覧ください。

19番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請農地では、なす等を栽培する予定です。

20番は、相手方の要望のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、じゃがいも、ネギを栽培する予定です。農業経験は、ないとのことですが、畑の耕作経験がある同居予定の妻の母から指導を受けて、耕作を行いたいとのことです。なお、申請農地の隣接地にある宅地と建物も併せて譲渡人から購入する予定です。

21番は、相手方の要望のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、にんにく、ネギを栽培する予定です。農業経験は、ないとのことですが、畑の耕作経験がある両親やインターネットから学びながら、耕作を行いたいとのことです。なお、申請農地の隣接地にある宅地と建物も併せて譲渡人から購入する予定です。

22番は、贈与により、父から子に所有権を移転するものです。譲受人は、以前から使用貸借を設定し、同じ住所の父と農業経営を行

ってきており、引き続き申請農地では、水稻を栽培する予定です。

議案書 8 ページをご覧ください。

23番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、農地所有適格法人です。申請農地では、麦を栽培する予定です。なお、昨年令和5年11月6日総会において、同一の譲受人が、今回の申請農地の周辺農地である15筆分（古里地区）を所有権移転する案件が、議決されており、申請農地を含め一体利用するとのことです。

24番は、相手方の要望のため、兄から弟へ贈与により所有権を移転するものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

25番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。申請農地では、りんご、桃等を栽培する予定です。なお、譲受人は、同じ住所に住む祖父の農作業を以前から手伝っており、経営面積は、祖父の分が記載されています。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

（担当委員から問題ない旨の報告あり）

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、23番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、23番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 異議なしとのことでありますので、23番を除き、申請どおり許可することといたします。

続きまして、23番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、23番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、23番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、23番について、申請どおり許可することといたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第42号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第42号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は9ページから15ページになります。

今回、4条申請は、4件、5条申請が10件、計14件、面積は20,285㎡です。それでは、議案書10ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。

位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、熊野地域において、農家住宅の敷地拡張の計画でございます。転用の概要といたしましては、隣接地に息子の住宅を建築するため、自宅の登記を調査したところ、一部違反転用状態である農地があったことから、今回、是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

4条申請2番は、大沢野地域大久保地区において、店舗兼一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、国土交通省が施工する一般国道41号大沢野富山南道路工事による土地の収用により、既存の店舗及び住宅の移転の必要が生じたことから、今回申請されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

4条申請3番は、婦中地域鵜坂地区において、農家住宅の敷地拡張の計画でございます。転用の概要といたしましては、既存住宅の増改築に伴い、登記を調査したところ、昭和42年頃から使用している農

業用倉庫が違反転用状態であったため、今回、是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございします。申請地は、鉄道の駅から500メートルの範囲内にあることから、農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

4条申請4番は、婦中地域神保地区において、農機具格納庫敷地を拡張する計画でございします。転用の概要といたしましては、現在、米の乾燥処理に伴い、粉塵が発生し、近隣住民から苦情がでていることから、既存施設を拡張し、粉塵ろ過装置を設置するため、今回、申請されたものでございします。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

議案書11ページをご覧ください。

5条申請1番は、蜷川地区において、一般住宅を建設する計画でございします。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内の共同住宅にて生活をしておりますが、手狭であることから、既存宅地の隣接農地を含んだ敷地において住宅建築のため今回申請されたものでございします。申請地は、一部雑種地化されており、始末書の添付がございします。申請地は、鉄道の駅から500mの範囲内にあることから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請2番は、熊野地区において、一般住宅を建設する計画でございします。この案件につきましては、4条申請1番でご説明させて頂いた案件に関連がございします。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内の共同住宅にて生活をしておりますが、実家の農業の手伝いをする必要があることから、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため今回申請されたものでございします。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請3番は、月岡地区において、コンビニエンスストア敷地を整備する計画でございします。申請人の△△は主にコンビニエンスストアの経営に関するサービス業を行っております。転用の概要といたしましては、既存の駐車場が手狭であることから、店舗を申請地に移転し、既存店舗を取り壊し、駐車場敷地を拡張する計画のため今回申請されたものでございします。申請地は、鉄道の駅から300メートルの範囲内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請4番は、藤ノ木地区において、駐車場を整備する計画でございします。申請人の▲▲は宗教法人であります。転用の概要といたしましては、近年、葬儀の形式が小規模化され、当寺も頻繁に利用が増

加傾向にあることから駐車場が手狭で路上駐車が目立つことから新たな駐車場の整備が急務となっているため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書12ページをご覧ください。

5条申請5番は、大沢野地域大久保地区において、分譲住宅地を整備する計画であります。申請人の□□は、主に不動産業を行っております。転用の概要といたしましては、申請地は、半径500m以内にスーパーマーケットやドラッグストア等の商業施設や、小学校や中学校等の教育施設があり、生活環境が充実しており、また、一般国道41号線から近く、交通の便が良いことから住宅の需要が増加しております。以上のことから申請地に1区画平均199㎡の全29区画の宅地分譲地を造成するものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で更地分譲が可能であり、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。この案件につきましては、転用面積3,000㎡を超えていることから、富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書13ページをご覧ください。

5条申請6番は、大沢野地域大久保地区において一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、大山地域の一軒家で生活しておりますが、息子夫婦が既存住宅で生活することになり、手狭であることから、生活環境の整った申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書14ページをご覧ください。

5条申請7番は、大沢野地域大久保地区において、店舗兼一般住宅を建築する計画でございます。この案件につきましては、4条の2番でご説明した案件と同じ場所になります。申請地内において、自己所有の農地と他人所有の農地があり、他人所有の農地について、5条申請を行うものでございます。転用の概要といたしましては、国道41号線の道路工事による土地の収用による既存の店舗及び住宅の移転のため今回申請されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請8番は、婦中地域宮川地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画でございます。この案件につきましては、\*\*が令和5年8月31日に許可を受けましたが、事業の継続が

困難となったため、令和5年10月23日に許可を取り消しし、今回、改めて、申請者が事業を引き継ぐため申請されたものでございます。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断できることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超えていることから富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

5条申請9番は、婦中地域婦中熊野地区において、分家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請者は現在、実家にて生活をしておりますが、手狭であることから相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書15ページをご覧ください。

5条申請10番は、婦中地域音川地区において、分家住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、射水市の共同住宅で生活しておりますが、実家の農地の管理を行うため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請及び事業計画の変更について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第42号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第43号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、32ページの149番から33ページの150番までは、**■委員に関する事項**でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第43号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、16ページから47ページです。

議案書16ページをご覧ください。

こちらの利用権設定の表は申請件数などを利用権の年区分ごとに分けて集計した表です。

今回の申請件数は217件あり、年区分は、1～2年が12件、3～5年が

55件、6～9年が33件、10年以上が117件です。設定面積は、1,128,083.96㎡です。

貸手・借手の人数については、同一人物から複数の申請があった場合、

その方が異なる年区分で申請した場合は、該当する年区分ごとに1人として集計しております。今回は、貸手が213人、借手が66人です。

まず、貸手については、213人で申請件数との差が△4人あります。これは、同一人物の3人から、同じ年区分での申請が7件あったため、差が生じています。詳細については、表の下の1つ目の貸手の欄をご覧ください。

1人目は31ページの139番と33ページの151番で3～5年の区分で2件の申請がありました。2人目は23ページの50番、31ページの136番、35ページの163番で6～9年の区分で3件の申請がありました。3人目は31ページの137番と35ページの165番で6～9年の区分で2件の申請がありました。

続きまして、利用権を設定する年区分が複数にまたがる場合は、貸手・借手の人数は、該当の年区分でそれぞれ1人として計上しています。2つ目の貸手の欄をご覧ください。同一人物の貸手6人から、異なった年区分での申請が12件ありました。

1人目は、18ページの6番と31ページ141番で、10年と3年の設定があり、年区分の10年以上と3年～5年の区分でそれぞれ1人として計上しています。

2人目は、18ページ9番と31ページ142番で10年と3年の設定があり、10年以上と3年～5年の区分でそれぞれ1人として計上しています。

3人目は、18ページの10番と32ページの144番で10年と3年の設定があり、10年以上と3年～5年の区分でそれぞれ1人として計上しています。

4人目は、19ページの21番と32ページの148番で10年と3年の設定があり、10年以上と3年～5年の区分でそれぞれ1人として計上しています。

5人目は、20ページの30番と31番で3年と10年の設定があり、3～5年と10年以上の区分でそれぞれ1人として計上しています。

6人目は、24ページ70番と33ページ152番で10年と3年の設定があり、10年以上と3年～5年の区分でそれぞれ1人として計上しています。

以上のことから、貸手の合計人数は、213人ですが、同一人物の貸手からの複数の申請の6人分を差し引くと実人数が207人になります。

続きまして、借手についてですが、同一人物から複数の申請があり、年区分が異なった申請が10件で8人分ありました。

詳細については、表の下の借手の欄をご覧ください。

1人目は1ページの1番～21ページの45番の中間管理機構で、3年と6年と10年と15年の設定があったため、3～5年、6～9年、10年～の区分でそれぞれ1人として計上しています。

2人目は23ページの59番と25ページの80番で、5年と10年の設定があったため、3～5年、10年～の区分でそれぞれ1人として計上しています。

3人目は24ページの63番～25ページの78番で、1年と6年と10年の設定があったため、1～2年、3～5年、10年～の区分でそれぞれ1人として計上しています。

4人目は28ページの110番～30ページの124番で、6年と8年と10年の設定があったため、6～9年、10年～の区分でそれぞれ1人として計上しています。

5人目は32ページの149番と33ページの150番で、1年と5年の設定があったため、1～2年、3～5年の区分でそれぞれ1人として計上しています。

6人目は33ページの153番～157番で、1年と10年の設定

があったため、1～2年、10年～の区分でそれぞれ1人として計上しています。

7人目は40ページの185番～41ページの189番で、3年と6年の設定があったため、3～5年、6～9年の区分でそれぞれ1人として計上しています。

8人目は46ページの212番～47ページの216番で、5年と10年の設定があったため、3～5年、10年～の区分でそれぞれ1人として計上しています。

以上のことから、借手の合計人数は66人ですが、同一人物の借手からの複数の申請の10人を差し引くと、実人数が56人になります。

引き続き、16ページの右から2番目の表、利用権移転の表をご覧ください。今回は利用権の移転が2件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。

今回の移転分は40ページの180番と181番です。祖父の利用権を孫に移転するものです。後程、新規農家の案件で説明します。

以上のことから案件の合計数は、利用権の設定の217件と利用権の移転の2件を合わせまして、219件になります。

続きまして、議案書17ページをご覧ください。こちらの表は参考として、利用権を設定した農地の地区ごとに貸手・借手の人数を集計した表です。

今回の貸手の合計は209人です。実人数の207人と2人の差があります。

こちらにつきましては、利用権を設定した農地で、2つの地区にまたがっていた案件が2件あり、36ページの179番（音川・神保）、41ページの189番（熊野、月岡）について、それぞれの地区で1人としておりますので、差が生じております。

詳細につきましては、表の下の貸手の欄の記載のとおりです。

次に、借手につきましては、合計が71人で実人数の56人と15人の差があります。

こちらにつきましては、複数の地区にまたがっていた案件が8人分あり、それぞれの地区で1人として集計しておりますので、差が生じています。

詳細につきましては、表の下の借手の欄の記載の通りです。

1番～45番の中間管理機構が（寒江・上条・神保・杉原・船峠・大久保・大庄）の7地区、63番～78番の★★が（卯花・鶴坂・杉原・保内）の4地区、83番～85番の☆☆が（福沢・大山）の2地区、110番～124番の♣♣が（大庄・福沢）の2地区、125番～135番の□□が（古里・朝日）の2地区、158番～161番の

◆◆が（婦中熊野・宮川）の２地区、１７９番の◆◆が（音川・神保）の２地区、１８５番～１８９番の☆☆が（月岡・熊野）の２地区で利用権設定をしていますので、それぞれの地区で１人として集計しているためです。

続きまして、案件についてです。１８ページをご覧ください。１８ページ

１番から２２ページ４５番は、農地中間管理機構を通すものであります。

２２ページ４６番から４７ページ２１９番が相対でございます。

新規農家が２件あります。

１件目は、３６ページの１７９番から４０ページの１８２番で１６ページの表で説明しました利用権移転の１８０番、１８１番の２件を含んでいます。農業を営む祖父の手伝いをしていた本人が、祖父の高齢に伴い経営継承するものです。令和５年４月から▼▼に在学中で、今年４月から新規農家として参入予定です。農機具はコンバイン、トラクター、田植え機、乾燥機等を祖父より借用し、水稻（コシヒカリ）の栽培を予定しています。販売先はあおば農協へ出荷する予定としております。

２件目は、４６ページの２１２番から４７ページの２１６番は、◇◇に勤務していた本人が、妻とともに地域の農業を奮起させたいという思いから新規参入するものです。農機具は、トラクター、耕運機、動力散布機を父から借用し、ジャガイモ、オクラ、ブロッコリー、ネギの栽培を予定しています。販売先は、なのはな農協農産物直売所へ出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法 第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、１４９番と１５０番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 異議なしとのことでありますので、１４９番と１５０番を除き、異議については、ないものといたします。続きまして、１４９番と１５

0 番について審議いたしますので、■■委員は退室をお願いします。

<■■委員退室>

会 長 それでは、149番と150番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、149番と150番について、異議はないものといたします。■■委員は入室をお願いします。

<■■委員入室>

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第43号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定といたします。

会 長 続きまして、議案第44号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第44号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。  
議案書は、48ページ、49ページとなります。

非農地証明の交付につきましては、主に、その土地が山林の様相を呈している場合や、自然災害により農地性を喪失し、復元することが著しく困難な場合など、農地法の適用を受けない農地とすることを目的としております。

今回、申請のありました農地につきましては、農用地区域外及び市街化区域外の遊休農地の内、その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準の1つに合致しております。

現況につきましては、1番については、農業用水を付け替えたことによって生じた不整形かつ狭小農地であり、2月28日に地区担当の◆◆委員と事務局が現地確認を行い、今後、農地としての利用は困難であることを確認しております。

2番については、富山県が治山事業を行うにあたり、現況山林であることが条件であることから、3月1日に▽▽委員と事務局が現地確認を行い、現地は山林の様相を呈しており農地への復元が著しく困難であることを確認しております。

以上のことから、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明の交付を行うものでございます。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第44号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、  
第39号 農地法第3条の3の規定による受理について  
第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第41号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第39号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、50ページから56ページです。

今回の受理件数は15件で、相続により所有権を取得したものが14件と、54ページの13番の遺贈により所有権を取得したものが1件です。農業委員会へのあっせん希望については、ございませんでした。

報告事項第40号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、57ページから72ページです。

解約件数は47件で、解約面積は180,106.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第41号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは 73 ページから 77 ページまでです。

今回の受理件数は、4 条が 3 件、5 条が 10 件、合わせて 13 件、面積は合わせて 9, 706. 62 m<sup>2</sup>となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が 1, 000 m<sup>2</sup>以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは 74 ページの 4 条の 3 番、76 ページの 5 条の 5 番、7 番、77 ページの 8 番の計 4 件でございます

会 長      ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長      特に何もないようですので、これをもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長      続きまして、協議・報告事項に入ります。  
まず、農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について、事務局から報告をお願いします。

(事務局 説明)

会 長      ただ今、説明がありました推進委員候補者の選考結果について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長      それでは、選定した推進委員の候補者を、次期農業委員会へ、申し送りします。

会 長      次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長      ただ今、説明がありました連絡事項及びその他事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会 長      それでは、令和 5 年度第 12 回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。